

「信用金庫取引約定書」改定のお知らせ

平素は奈良信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
います。

当金庫では、反社会的勢力の排除条項の改定および電子記録債権に関する業務の取扱開始にともない、お客さまとの融資取引の基本約定書である「信用金庫取引約定書」を平成25年2月15日に改定いたしました。

従来の「信用金庫取引約定書」でお取引いただいているお客さまで、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が提供する電子記録債権サービスの利用申込みをされる場合、新たな融資取組または既存借入の条件変更をされる場合は、新しい「信用金庫取引約定書」への変更が必要になります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

平成25年2月

 **奈良信用金庫**